

掛川市規則第22号

掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第13条の2第6項」を「第13条の2第4項」に改める。

第3条の2を削る。

第4条から第10条までを次のように改める。

（退職理由記録の記載事項等）

第4条 条例第9条の規定により作成する条例第5条第1項第3号及び第6条第1項第6号に掲げる者の退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成年月日
- (2) 氏名及び生年月日
- (3) 退職の日における所属及び職名
- (4) 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
- (5) 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯
- (6) 作成者の職名及び氏名

2 退職理由記録の様式は、様式第4号のとおりとする。

3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

（退職理由記録の作成時期）

第4条の2 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

（退職理由記録の保管）

第4条の3 退職理由記録は、市長が保管する。

2 退職理由記録は、その作成の日から5年間保管しなければならない。

（受給資格証の交付等）

第5条 市長は、条例第16条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）から申請があった場合には、失業者の退職手当受給資格証（様式第5号。以下「受給資格証」という。）を交付する。

2 受給資格者は、退職後その住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、受給資格証を提示して求職の申込みをするものとする。

(条例第16条第1項に規定する規則で定める理由)

第5条の2 条例第16条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

(1) 疾病又は負傷(条例第16条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるもの

(受給期間延長の申出)

第5条の3 条例第16条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第6号)に受給資格証を添えて提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項に規定する申出は、条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。

4 市長は、第1項に規定する申出をした者が条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(様式第7号)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返戻しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出された書類に必要な事項を記載してその者に返戻しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書

(2) 条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

6 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(退職手当支給制限処分書)

第6条 条例第19条の2第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第21条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 条例第20条の2第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第9号のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書）

第7条 条例第20条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 条例第20条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第11号のとおりとする。

3 条例第20条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第12号のとおりとする。

4 条例第20条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第13号のとおりとする。

（退職手当返納命令書）

第8条 条例第21条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第14号のとおりとする。

2 条例第21条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項又は条例第21条の2第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第15号のとおりとする。

（条例第21条の3第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式）

第9条 条例第21条の3第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第16号のとおりとする。

（退職手当相当額納付命令書）

第10条 条例第21条の3第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第17号のとおりとする。

2 条例第21条の3第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第19条の2第2項の書面の様式は、様式第18号のとおりとする。

（支払差止処分の取消しの申立て）

第11条 条例第20条の2第4項の規定による支払差止処分の取消しの申立ては、その理由を記載

した書面によって行わなければならない。

(雑則)

第12条 退職手当の支給に関し、条例及びこの規則に定めのない事項については、国家公務員の退職手当の支給の例に準じて取り扱うものとする。

様式第4号から様式第9号までを次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

（表）

退職の理由の記録

		作成年月日	年 月 日
氏 名		生年月日	年 月 日
所 属		職 名	
勤続期間	年 月	採用年月日	退職年月日
		年 月 日	年 月 日

退職の理由	掛川市職員の退職手当に関する条例第 条第 号に掲げる者に該当
当該退職の理由に該当するに至った経緯	

作成者の職名及び氏名	
------------	--

(裏)

備考

- 1 退職理由記録の記入要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「作成年月日」欄は、退職理由記録を作成した日を記入する。
 - (2) 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。
 - (3) 「所属」欄は、退職時に所属していた所属の名称を記入する。
 - (4) 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。
 - (5) 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、1月未満の端数は切り捨てる。）を記入する。
 - (6) 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
 - (7) 「退職の理由」欄は、当該職員の勤続年数に応じて掛川市職員の退職手当に関する条例第5条第1項第3号又は第6条第1項第6号の規定のいずれかの条項を記入する。
 - (8) 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。
 - (9) 「作成者の職名及び氏名」欄は、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入する。
- 2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職とを明確に区分するため、掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第29号）第4条第3項に規定する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務の都合による退職である旨明らかとなるよう留意する。

様式第5号(第5条関係)

支給番号	
------	--

(表)
失業者の退職手当受給資格証

受給資格者	氏名		男・女	年月日生	満歳	
	住所又は居所					
	就職年月日	年月日	退職年月日	年月日		
	求職年月日	年月日	受給期間満了年月日	年月日		
	退職事由		受給資格区分	一般受給資格		
	勤続期間	年月		高年齢受給資格		
	退職時の給与形態	日給・月給		特例受給資格		
退職の月前6月に支払った給料総額		退職時の退職手当 円(A)				
1	給料	円	失業者の退職手当の額	$\frac{(B)}{180}$	円(C)	
2	扶養手当	円				
3	地域手当	円				
4	住居手当	円				
5	通勤手当	円				
6	時間外勤務手当	円	待期日数	基本手当の日割	円(D)	
7	特殊勤務手当	円				
8		円				
9		円				
10		円				
合計(B)		円	給付日数	日	(E) - (F)	
待期満了年月日	年月日	最初の失業認定日	年月日			
失業の認定日	毎月	基本手当の日額	等級 円			
公共職業訓練等	受講手当	技能習得手当	受講手当	月額 円	月 日	支給開始
	年月日		特定職種受講手当	月額 円	月 日	支給開始
	受講終了予定	寄宿手当	通所手当	月額 円	月 日	支給開始
	年月日		寄宿手当	月額 円	月 日	支給開始
管轄公共職業安定所	所在地					
	名称					
交付年月日						
交付者						
備考						

(裏)

支給回数	受付年月日	支給年月日	支給期間	支給日数	支給額	取扱者印
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注)

- 1 失業の認定を受けようとするとき、又は基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、本証を管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後退職時の任命権者に支給を申し出てください。
- 2 受給資格者は、第1面記載の「最初の失業認定日」に安定所に出向き、待期日数の間における失業の認定を受けなければなりません。
- 3 定められた失業の認定日に安定所に出向かないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為（4の届出をしない場合や虚偽の届出をした場合も該当する。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があります。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に安定所に出向いた失業の認定日に届出を提出してください。
- 7 表面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 8 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則第5条の3第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

様式第6号（第5条の3関係）

受給期間延長申請書

① 申請者	氏名		男・女	受給資格 証番号	
	住所又は 居所				
② 退職年月日	年 月 日				
③ 職業に就くこと ができない理由					
④ ③の理由が疾病 又は負傷の場合	傷病の 名称		診療担当 者		
⑤ 職業に就くこと ができない期間	年 月 日から 年 月 日まで				
<p>掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則第5条の3第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>掛川市長</p> <p style="text-align: right;">申請者</p>					
※ 処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで				

(注)

- 1 この申請は、市長に受給資格証を添えて提出すること。
- 2 ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が4年を超えるときは、最大限4年まで認められるものである。
- 3 ※印欄には記載しないこと。

様式第7号（第5条の3関係）

受給期間延長通知書

申請者氏名		受給資格 証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長の 理由			
延長後の受給 期間満了年月日	年 月 日		
掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則第5条の3第4項の規定により、上記のとおり受給期間を延長する。			
年 月 日			
掛川市長			印

(注)

- 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから大切に保管すること。
- 2 受給期間延長申請書の記載内容に変更があったとき（例えば職業に就くことができない理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

（表）

退職手当支給制限処分書（その1）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項及び第20条の2第1項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととしたので通知します。

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考 勤続期間とは、掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

退職手当支給制限処分書（その2）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第20条の2第1項及び第2項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととしたので通知します。

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考 勤続期間とは、掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号の次に次の9様式を加える。

様式第10号（第7条関係）

（表）

退職手当支払差止処分書（その1）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

掛川市職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
（勤続期間）			年 月

(裏)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 勤続期間とは、掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

（表）

退職手当支払差止処分書（その2）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	

(裏)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、掛川市職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、掛川市職員の退職手当に関する条例第20条の2第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考 勤続期間とは、掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として(訴訟において掛川市長が代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

（表）

退職手当支払差止処分書（その3）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

(裏)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、掛川市職員の退職手当に関する条例第20条の2第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、掛川市職員の退職手当に関する条例第20条の2第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考 勤続期間とは、掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として(訴訟において掛川市長が代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

様式第13号（第7条関係）

（表）

退職手当支払差止処分書（その4）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

掛川市職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が掛川市職員の退職手当に関する条例第20条の2第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 勤続期間とは、掛川市職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

（表）

退職手当返納命令書（その1）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち次の金額の返納を命じます。

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(掛川市職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第8条関係）

（表）

退職手当返納命令書（その2）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

掛川市職員の退職手当に関する条例第21条第1項及び第21条の2第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち次の金額の返納を命じます。

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（掛川市職員の退職手当に関する条例第21条第1項及び第21条の2第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

掛川市職員の退職手当に関する条例第21条の3第1項に規定する懲戒免職等処分を受け
けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



次の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、そ
の者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲
戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、掛川市職員
の退職手当に関する条例第21条の3第1項の規定により通知します。

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（既に支払われた一般の退職手当等の額）
円
（掛川市職員の退職手当に関する条例第21条の3第1項の規定により控除される失業者退 職手当額）
円
（懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）

(裏)

備考 この通知をした退職手当管理機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、上記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（上記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

様式第17号（第10条関係）

（表）

退職手当相当額納付命令書（その1）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第21条の3第1項から第3項までの規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち次の金額の納付を命じます。

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（掛川市職員の退職手当に関する条例第21条の3第1項から第3項までの規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項及び第21条の3第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

退職手当相当額納付命令書（その2）

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）



掛川市職員の退職手当に関する条例第21条の3第4項及び第5項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち次の金額の納付を命じます。

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（掛川市職員の退職手当に関する条例第21条の3第4項及び第5項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(掛川市職員の退職手当に関する条例第19条の2第1項及び第21条の3第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び取消訴訟

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、掛川市を被告として（訴訟において掛川市長が代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。